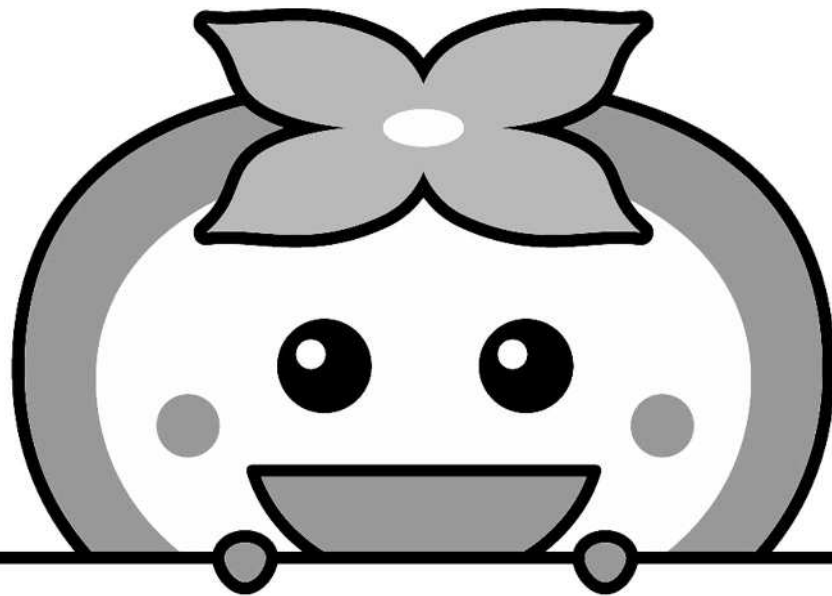


令和6年度

# 保育所・保育施設 利用あんない



令和6年4月利用申込 会場受付または郵送受付  
受付期間：9月7日（木）～9月14日（木）

！注意！

- 関係書類等が全て整ったの受付とさせていただきます。
- 記入漏れや添付書類漏れがないよう、よくご確認のうえお申込みください。

**瑞穂市教育委員会事務局 幼児教育課**

〒501-0392 岐阜県瑞穂市宮田300番地2（楽南庁舎）  
TEL：058-327-2147（直通）FAX：058-327-2105



令和6年4月1日からの利用申込み	1
○申込み受付方法	1
○申込みの注意点	2
○牛牧第1保育所の民営化について	2
○保育施設利用の流れ（4月入所の場合）	3
○年齢別保育期間	3
1 子ども・子育て支援 教育・保育給付認定について	4
○認定期間	4
○区分（保育の必要量）	4
○支給認定証の交付について	5
2 保育施設を利用できる基準は	5
○保育を必要とする事由	5
3 保育施設利用手続きについて	6
○年度途中からの利用申込みについて	6
○保育施設入所の流れ（年度途中の入所の場合）	6
○保育施設利用の決定について	6
○提出書類について	8
○保育時間について	10
○障がい児保育について	10
○広域利用について	10
○記入例（利用申込書・就労証明書・個人番号提供書・延長保育申込書）	11
4 保育施設保育料等について	17
○保育料及び給食費について	17
○瑞穂市立保育所・私立保育所の保育料等の納付について	17
○保育料 Q&A	18
○公私立保育施設保育料等徴収額表	19
○3歳未満児の保育料について	19
○3歳以上児の給食費について	20
○延長保育料について	20
○保育施設保育料の多子軽減について	21
5 瑞穂市立保育所の概要	22
○保育目標について	22
○保育の内容について	22
○保育所との連絡について	22
○休業日について	22
○依頼保育について	22
○慣らし保育について	23
○主な行事	23
○1日の生活	23
○保育料及び副食費とは別に必要となる料金	23
6 私立保育施設について	24
○清流みずほ保育園	24
○清流みずほ認定こども園	25
○ほづみの森こども園	26
○まめっこ保育園	27
○ニチイキッズ瑞穂保育園	28
○ちびっこ園。ミズホ	29
○はな保育室ほづみ	30
○L・E 保育園よこや	31
7 瑞穂市保育施設一覧表	32
○瑞穂市保育施設一覧図	33
○その他の子育て・保育サービス	34
○提出書類チェック表（会場受付・年度途中受付用）	36

## 令和6年4月1日からの利用申込み

### ○申込み受付方法

8～9ページに記載のある各種提出書類を用意し、会場受付 または 郵送受付 にて申込みをしてください。

#### 【会場受付について】

日時・場所 令和5年9月7日（木）～9月14日（木） 巢南庁舎2階大会議室  
各日 午前9時～午後5時 ※土・日は受付できません。

- ・穂積庁舎では受付を行いません。
- ・私立保育施設の申込みについても巢南庁舎大会議室で行います。各保育施設での受付は行いません。
- ・混雑が予想されるため、下記の日程表により申込受付を実施します。ご都合が合わない場合は、期間内の他の日をご利用ください。

受付会場	第1希望 期間	公立							私立							
		本田第1保育所	本田第2保育所	別府保育所	牛牧第1保育所	牛牧第2保育所	西保育・教育センター	中保育・教育センター	南保育・教育センター	清流みずほ保育園	清流みずほ認定こども園	ほづみの森こども園	まめっこ保育園	ニチキッズ瑞穂保育園	ちびっこ園。ミスホ	はな保育室ほづみ
巢南庁舎 2階大会議室	7（木）	●	●		●							●	●	●	●	●
	8（金）	●		●			●	●		●	●					
	11（月）		●		●	●		●				●				
	12（火）			●		●	●		●			●	●	●	●	●
	13（水）	●		●				●		●	●	●				
	14（木）		●			●			●			●				

●…受付日

#### 【郵送受付について】

受付期間 令和5年9月7日（木）～9月14日（木） 消印有効  
8～9ページに記載のある各種提出書類を封筒に入れ、簡易書留・レターパック等の追跡可能な郵便で下の郵送先まで送付してください。

郵送先 〒501-0392 瑞穂市宮田 300 番地 2 瑞穂市役所 幼児教育課 宛

## ○申込みの注意点

- 会場受付の際は、身分証明書、マイナンバーが分かるものをご持参ください。
- 受付書類に不備があった場合、受付することができません。不備解消後の受付になります。この冊子をよく読んでご用意ください。
- 会場受付の場合、混雑状況に応じて1組あたりの受付時間を制限する場合があります。必ず事前に記載、準備してから来場してください。ご不明な点がございましたら受付期間前でもご相談に応じますので、幼児教育課までお問い合わせください。
- 令和6年5月以降に入所希望のかたは、入所希望月の前月15日までにお申込みください。詳しくは6ページをご覧ください。
- 令和6年4月入所については、本期間中に受付した申請を優先して利用調整を行います。受付順は利用調整に影響しません。
- 9月15日以降に申込みのあった場合は、2次調整または最終調整でのご案内となります。

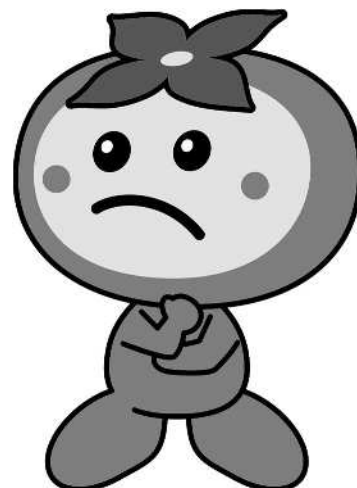
提出書類について☞P.8～ 書類の記入例☞P.11～ 保育料について☞P.17～

## ○牛牧第1保育所の民営化について

牛牧第1保育所は、令和7年4月から私立認定こども園となる予定です。

現在の牛牧第1保育所の建物のすぐ北側に新たな園舎を建設し、3歳未満児を受入れることができる認定こども園に生まれ変わります。令和6年度に牛牧第1保育所を利用される方は、令和7年度からは新しい私立認定こども園を引き続き利用することができます。

新しい私立認定こども園の情報は、瑞穂市ホームページで随時掲載していきます。



## ○保育施設利用の流れ（4月入所の場合）

区分	時期	備考
1 利用申込み 教育・保育給付認定申請	9月7日～9月14日	
2 内定通知 利用説明会案内通知	11月上旬	幼児教育課から郵送します。
3 2次調整（内定通知後キャンセルがあった場合）	1月中旬	9月15日～12月8日受付分を含めて利用調整します。
4 利用説明会	1月～2月	各保育施設にて行います。
5 最終調整（2次調整後キャンセルがあった場合）	3月中旬	4月入所申込みの最終受付は2月15日まで
6 利用決定通知 入園式案内	3月下旬	幼児教育課から郵送します。
7 保育施設入所	4月	瑞穂市立保育所の入所式は4月6日の予定です。
8 利用者負担額通知 （4月～8月分）	4月中旬～下旬	各施設にて配布します。
9 保育料の納付 （納期限、口座振替日）	4月30日（市立の場合） 5月分以降は毎月10日	左記の日が土・日曜日又は祝日の場合は、その翌日が納期限になります。
10 利用者負担額通知 （9月～3月分）	8月下旬	各施設にて配布します。

## ○年齢別保育期間

保育施設の受入年齢を確認のうえ、お申込みください。

※清流みずほ保育園、清流みずほ認定こども園、ほづみの森こども園、ニチキッズ瑞穂保育園、ちびっこ園。ミスホ、はな保育室ほづみ、L・E 保育園よこやは8か月から、それ以外は10か月からお預かりしています。

生年月日	年齢	保育期間		利用できない施設
		小学校就学前満了時期	未満児期間終了時期	
平成30年4月2日～ 平成31年4月1日	5歳 (年長)	令和7年3月31日		清流みずほ保育園 まめっこ保育園 ニチキッズ瑞穂保育園 ちびっこ園。ミスホ はな保育室ほづみ L・E 保育園よこや
平成31年4月2日～ 令和 2年4月1日	4歳 (年中)	令和8年3月31日		
令和 2年4月2日～ 令和 3年4月1日	3歳 (年少)	令和9年3月31日		
令和 3年4月2日～ 令和 4年4月1日	2歳	令和10年3月31日	令和7年3月31日	牛牧第1保育所 西保育・教育センター
令和 4年4月2日～ 令和 5年4月1日	1歳	令和11年3月31日	令和8年3月31日	
令和 5年4月2日～ 令和 5年6月1日	0歳	令和12年3月31日	令和9年3月31日	清流みずほ保育園、清流みずほ認定こども園、ほづみの森こども園、ニチキッズ瑞穂保育園、ちびっこ園。ミスホ、はな保育室ほづみ、L・E 保育園よこや 以外
令和 5年6月2日～ 令和 5年8月1日				

# 1 子ども・子育て支援 教育・保育給付認定について

子ども・子育て支援新制度（以下、新制度）により、保育所・幼稚園（新制度に移行した施設）等を利用する場合は、支給認定申請書を提出していただき、市から教育・保育給付認定を受ける必要があります。ただし、新制度に移行しない幼稚園及び認可外保育園については手続き不要です。

教育・保育給付認定区分		対象となる子ども	利用時間	利用できる施設
教育認定	1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもで、2号認定に該当するものを除く	教育標準時間	幼稚園（ほづみ幼稚園） 認定こども園 （清流みずほ認定こども園、 ほづみの森こども園）
保育認定	2号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもで、保護者の労働又は疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育標準時間 保育短時間	保育所（市立保育所） 認定こども園 （清流みずほ認定こども園、 ほづみの森こども園）
	3号認定	満3歳未満の子どもで、保護者の労働又は疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育標準時間 保育短時間	保育所（市立保育所、 清流みずほ保育園） 認定こども園 （清流みずほ認定こども園、 ほづみの森こども園） 地域型保育事業など （まめっこ保育園、ニチイキッズ瑞穂保育園、ちびっこ園。ミスホ、はな保育室ほづみ、L・E 保育園よこや）

認定は、児童の保護者の居住地（住民登録をしているところ）の市町村が行います。

## ○認定期間

教育認定の有効期間は、小学校就学前までを基本とします。

保育認定の有効期間は、2号認定は小学校就学前まで、3号認定は満3歳の誕生日までを基本としますが、保育を必要とする事由によっては別に有効期間が設けられる場合があります。また、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、その時点までとします。

なお、3号認定のかたは、満3歳の誕生日の前日をもって自動的に2号認定へ切り替わります。

## ○区分（保育の必要量）

保護者の就労等保育が必要な時間によって利用区分が決まります。

瑞穂市の保育所・保育施設を利用する場合は、通常保育の時間帯（8時～16時）前後の利用を希望する場合、「保育標準時間」の認定を受ける必要があります。

(1) 「保育標準時間」利用

- ・1日最大11時間の中で必要となる保育時間（基準：週30時間、月120時間以上の就労）

(2) 「保育短時間」利用

- ・1日最大8時間の中で必要となる保育時間（基準：月60時間以上120時間未満の就労）

## ○支給認定証の交付について

教育・保育給付認定を受けたかたには、給付認定通知書を交付いたします。

令和6年度4月の利用に向けた認定については、事務が集中するため審査に時間を要することから、審査結果は令和6年3月頃お知らせする予定です。

- (1) 認定内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出てください。
- (2) 認定申請の内容に不正（虚偽）が認められた場合は、認定を取り消すことがあります。

企業主導型保育事業を地域枠で利用するかたなどで、支給認定証の交付を必要とする場合は、支給認定証交付申請書を提出してください。

- (1) 支給認定証は、大切に保管してください。
- (2) 万が一、破損、汚損又は紛失した場合は、速やかにその旨を届け出て、支給認定証の再交付を受けてください。
- (3) 変更認定又は認定取消しの通知を受けた場合は、速やかに支給認定証を返還してください。

子ども・子育て支援 支給認定証	
支給認定番号	0000
認定年度	令和6年度
給付認定内容	児童福祉法第123条第1項
給付認定事由	労働
給付認定事由の発生期間	令和6年4月1日～令和6年9月30日
給付認定事由の認定基準	労働（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居室内の労働など、基本的に全ての就労を含む。一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く。）
給付認定事由の認定基準	労働（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居室内の労働など、基本的に全ての就労を含む。一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く。）
給付認定事由の認定基準	労働（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居室内の労働など、基本的に全ての就労を含む。一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く。）
給付認定事由の認定基準	労働（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居室内の労働など、基本的に全ての就労を含む。一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く。）
給付認定事由の認定基準	労働（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居室内の労働など、基本的に全ての就労を含む。一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く。）
給付認定事由の認定基準	労働（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居室内の労働など、基本的に全ての就労を含む。一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く。）
給付認定事由の認定基準	労働（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居室内の労働など、基本的に全ての就労を含む。一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く。）
給付認定事由の認定基準	労働（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居室内の労働など、基本的に全ての就労を含む。一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く。）
給付認定事由の認定基準	労働（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居室内の労働など、基本的に全ての就労を含む。一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く。）
給付認定事由の認定基準	労働（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居室内の労働など、基本的に全ての就労を含む。一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く。）
給付認定事由の認定基準	労働（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居室内の労働など、基本的に全ての就労を含む。一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く。）
給付認定事由の認定基準	労働（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居室内の労働など、基本的に全ての就労を含む。一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く。）
給付認定事由の認定基準	労働（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居室内の労働など、基本的に全ての就労を含む。一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く。）

【支給認定証 イメージ】

## 2 保育施設を利用できる基準は

保育所は、0歳から就学前の乳幼児を、保護者が働いているか、病気や親族の介護などのために、家庭で十分な保育を行うことができない場合に保護者に代わって保育を行うことを目的とする児童福祉法に基づく児童福祉施設です。

そのため、「教育のため」「集団生活に慣れさせたい」「同年代の友達と遊ばせたい」「下のお子さんの保育に手がかかる」等の理由では入所を認められません。

0歳から就学前の乳幼児で、保護者のいずれもが次の事由に該当することにより、家庭において必要な保育を受けることが困難である場合に、保育認定を受け、利用を希望することができます。

### ○保育を必要とする事由

保育を必要とする事由	認定基準
① 就労 (月60時間以上の就労)	労働（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居室内の労働など、基本的に全ての就労を含む。一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く。）することを常態とすること。
②妊娠、出産 (産前42日、産後56日間) (多胎の場合は産前98日から)	母親が妊娠中であるか又は出産後間がないこと。 ※有効期間は産後56日目の属する月の月末まで 基準日は出産予定日又は出産日のいずれか遅い日
③疾病、障がい	児童の保護者が疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいを有していること。
④介護・看護	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。
⑤災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
⑥求職活動	求職活動（起業準備を含む。）を継続的に行っていること。※有効期間は3か月間
⑦就学	就学（職業訓練校等における職業訓練を含む。）していること。
⑧虐待やDVのおそれがあること	
⑨育児休業 ※保育所利用中に該当した場合	育児休業取得時に、既に保育所を利用している子どもがいて、引き続き利用することが必要であると認められること。※3歳以上児のみ
⑩その他	①から⑨までに類するものとして市長が認める事由に該当すること。

### 3 保育施設利用手続きについて

入所は、原則として月の1日からとなります。



#### ○年度途中からの利用申込みについて

- (1) 受付時期 利用希望月の前々月16日から前月15日まで（土日・祝日の場合はその前日）  
利用開始は月の初日になります。  
※4月入所の申込みの最終受付期限は2月15日（木）です。
- (2) 受付場所 瑞穂市役所 幼児教育課（棠南庁舎） または 子ども支援課（穂積庁舎）  
※郵送受付は行いません。

#### ○保育施設入所の流れ（年度途中の入所の場合）

区分	時期	備考
1 利用申込み	毎月15日まで	
2 利用調整・内定	待機児童がいない場合	16日～25日頃 幼児教育課から施設に空き状況を確認し、内定します。 <u>施設に空きが出てご案内が可能になった場合、幼児教育課から保護者のかたにお電話で利用の意向を伺います。</u>
	待機児童が発生している場合	
3 入所説明・面談	内定後～月末まで	各保育施設にて行います。
4 支給認定通知交付 利用者負担額通知	25日頃～月末まで	幼児教育課から郵送します。
5 保育施設入所		原則毎月1日からの入所です。
6 保育料の納付	納期限、口座振替日： 利用月の毎月10日 (市立の場合)	土・日曜日又は祝日の場合は、その翌日が納期限になります。

#### ○保育施設利用の決定について

- (1) お子さんの家庭を中心にして、日々の保育を必要とするかどうか、その環境等（利用できる条件）を総合的に判断し、利用を決定します。（3歳未満児に限り、利用開始後、給与明細等により定期的に就労状況を確認いたします。）
- (2) 保育が必要と認められる場合でも、保育所の定員等の事情によっては、利用できない場合があります。
- (3) お子さんの発達状況や健康状態により集団保育への心配があるかたや、障がい児保育を希望されるかたは、保育施設利用申込書を提出される際にお知らせください。お子さんの病名によっては、診断書又は指示書の提出をお願いする場合があります。また、後日申込後利用開始までに保健師・保育所長等との面接を実施し、加配保育士配置の参考とします。
- (4) 募集人数を超えるお申し込みがあった場合は、保育を必要とする事由、区分（保育の必要量）及び優先利用を基に保育の必要性認定・指数（優先順位）付けを行い、指数が高い順に決定します。



(5) 保育施設入所基準

保育を必要とする事由		内容	優先度	
1	被雇用者 自営中心者 農業中心者	1カ月の勤務が160時間以上の労働	A	
		1カ月の勤務が120時間以上160時間未満の労働	B	
		1カ月の勤務が70時間以上120時間未満の労働	C	
		1カ月の勤務が60時間以上70時間未満の労働	D	
	自営協力者 (祖父母の事業の手伝いを含む。)	1カ月の勤務が160時間以上の労働	B	
		1カ月の勤務が110時間以上160時間未満の労働	C	
内職・農業協力者	勤務の態様から保育が困難と認められる場合	D		
2	妊娠・出産	妊娠・出産のため、保育が困難と認められる場合	E	
3	保護者の疾病	1ヶ月以上の入院/1ヶ月以上の絶対安静/常時臥床	A	
		常時看護人必要/週3日以上通院・加療/月10日以上絶対安静	B	
		上記以外で、通院加療を行い、保育が困難な場合	C	
	保護者の心身障がい	身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A、要介護4・5、障害基礎年金1級	A	
		身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2級、療育手帳B1、要介護3、障害基礎年金2級	B	
		身体障害者手帳4級以下、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳B2、要介護1・2、障害者年金3級、自立支援医療、特定疾患	C	
4	看護・介護	同居の親族を在宅介護している状態	要介護4・5、身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A	B
		要介護3、身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2・3級、療育手帳B	C	
	親族の病院等の付添い(週3日以上)のため保育が困難な場合	E		
	上記以外で、在宅介護・看護をすることが必要と認められる場合	E		
5	震災・風水害・火災その他の災害の復興にあたっている状態		A	
6	求職活動(起業準備を含む。)	求職のため昼間外出していることを常態としている	E	
7	就学・職業訓練	大学・短期大学・専修学校・職業訓練学校在学(入学予定)し、通学が必要。	B	
		大学・短期大学・専修学校・職業訓練学校在学(入学予定)し、通学が不要。	C	
8	その他	市長が児童福祉の観点から保育に欠ける緊急度が高いと判断した場合	A	

優先利用事由		内容	優先度
1	ひとり親世帯	離婚・離婚調停中・未婚・死別・行方不明	a
2	単身赴任	保護者の1人が別住所に住んでいる場合(仕事の理由のみ)	b
3	生活保護世帯	生活保護世帯で就労・求職・職業訓練学校等により保育が必要と認められる場合	b
4	主たる家計の主宰者の失業	生計の中心者の自己都合以外の失業等により、保育の必要性が高いと認められる場合	b
5	社会的擁護が必要な場合	緊急に保育の実施が必要と認められる場合	a
6	障がい児等	身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けているなど支援が必要な児童と認められる場合	e
7	育児休業復帰	育児休業から復帰する場合(出産に伴い退職し、同じ職場に再就職する場合を除く。)	e
8	卒園	年齢上限がある保育施設(地域型保育事業を含む。)の卒園児	e
9	保育士として勤務	保育所等に保育士として勤務する場合	c
10	兄弟姉妹等	既に保育所・保育施設を利用している、または新たに同時に兄弟姉妹で入所・転所を希望する場合	d
		市内認可保育施設からの転園	d
11	転園	認可外保育施設等からの転園	e
12	その他	入所選考の入所要件(家庭・就労状況等)と実際の状況が異なっていることが判明した場合	再選考
		書類不備	受付不可
		保育料の滞納がある世帯(卒園児を含む。)	選考保留

- 備考 1 同一保護者で基本点数の分類の該当項目が2つ以上になった場合には、指数の高い方を適用する。ただし、就労で申し込んだかたが出産する場合は、出産予定日から起算して産前42日の属する月から産後56日の属する月については出産の指数とする。
- 2 優先事由の項目に複数該当する場合はそれぞれの指数を加算する。
- 3 各就労時間は休憩時間を含む。

## ○提出書類について



申請書等は、瑞穂市役所幼児教育課（崇南庁舎）、子ども支援課（穂積庁舎）、各保育所・保育施設で配布しています。また、瑞穂市ホームページからダウンロードすることもできます。

- (1) 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書  
（お子さん1名につき1部、ご提出ください。）
- (2) 状況証明書・添付書類

お子さんと同一世帯に属して生計を一にしている世帯全員のかたの「状況証明書」が必要となります。下記の事項に該当する添付書類と一緒にご提出ください。ただし、同居の祖父母（60歳以上）やおじおばのかたは、提出不要です。

保育を必要とする事由	状況証明書添付書類
就労	就労証明書（表面）に就労先の証明
祖父母 （60歳未満）	健康保険証・源泉徴収票の写し等の勤務先が証明できる書類を添付する場合、就労先の証明は省略可能
自営業・農業の 中心者	確定申告書の写しや個人事業の開業届出書等、事業を実施していることが証明できる書類の写し
育児休業からの 復職予定のかた	状況証明書の「育児休業等の取得状況」に記載のうえ、就労先の証明 ※入所月の翌月1日までに復職するかたが申込対象です。 復職後、復帰証明書をご提出いただきます。
妊娠、出産	母子健康手帳の写し等、出産予定日が分かるもの
疾病、障がい	障がい者等の場合は障害者手帳・年金証書・自立支援医療受給者証・特定疾患医療受給者証・介護保険被保険者証等の写し、前記以外の場合は診断書
介護・看護	介護を要する証明書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し
災害復旧	罹災証明書等の写し
求職活動	ハローワークが発行するハローワークカード等の写し
就学	在学証明書と時間割表等の写し
虐待やDVのおそれがあること	保護命令等
育児休業取得時に、既に保育所を利用して子どもがいて継続利用が必要であること	就労証明書（表面）の「9 育児休業等の取得」に記載のうえ、就労先の証明 ※原則として3歳以上児で、子どもの発達上環境の変化が好ましくないと思慮される場合に認められます。

- (3) 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定に係る個人番号提供書

施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請に係る手続きにおいては、マイナンバー（個人番号）の提供が必要です。

(4)～(9)のうち、★印の書類は、マイナンバー（個人番号）の提供があれば提出不要となります。

マイナンバーを提供する際には、なりすましや誤りを防止するため、マイナンバー（個人番号）の確認とそのマイナンバーの持ち主であることの確認（本人確認）が必要になります。

記載した全ての個人番号につき、個人番号カード、通知カード又は個人番号入りの住民票の写しを持参してください。また、受付に来庁するかたの身分証明書も併せてお持ちください。（4月入所の郵送受付の場合は裏面に写しを添付してください）

マイナンバー 確認書類	本人確認書類	
次のいずれか1つ	次のいずれか1つ	次のいずれか2つ以上
<ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号カード</li> <li>通知カード</li> <li>個人番号の記載された住民票</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号カード</li> <li>運転免許証、運転経歴証明書</li> <li>パスポート</li> <li>身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳</li> <li>在留カード、特別永住者証明書</li> <li>その他官公署が発行した顔写真付きの身分証明書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康保険証</li> <li>介護保険被保険者証</li> <li>国民年金手帳</li> <li>児童扶養手当証書</li> <li>特別児童扶養手当証書</li> <li>その他</li> </ul>

以下は該当するかたのみ提出していただきます

(4) 保育所延長保育申込書

延長保育（18時30分以降）をご希望のかたは、保育施設利用申込書と一緒にご提出ください。延長保育申込書は、毎年度提出が必要です（継続のかたも再提出が必要です）。

(5) 入園説明会参加証明書

清流みずほ認定こども園の利用をご希望の場合は、入園説明会に参加してください。説明会で交付される「入園説明会参加証明書」をご持参ください。

(6) 保育料の決定に必要な提出書類

- ・父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合）のかたの書類が必要です。
- ・所得課税証明書は1月1日に居住していた市町村で発行します。

区分	提出書類
令和5年1月2日以降に瑞穂市へ転入された場合	令和5年度（令和4年分）市町村民税所得課税証明書*
父母が単身赴任等で市外に住所を有する場合（令和5年1月1日現在）	
父母が海外に居住しており、市町村民税が課税されていない場合（令和5年1月1日現在）	勤務先等による収入証明書

(7) 広域利用理由書

瑞穂市外の保育施設の利用を希望する場合、詳細な理由を記入して提出していただきます。

(8) 支給認定証交付・再交付申請書

企業主導型保育事業の地域枠を利用するかたなど、支給認定証を施設に提示する必要のあるかたは、保育施設利用申込書と一緒にご提出ください。

(9) 世帯の状況により必要な提出書類

利用調整での優先利用事由や保育料の軽減の適用のために必要な書類です。

世帯の状況	提出書類
要保護者世帯	生活保護受給証明書*等の写し
ひとり親世帯	児童扶養手当証書*、遺族年金証書、離婚・死別が記載された戸籍謄本等の写し
在宅の障がい者と同居する世帯	障がいのあるかたの身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書*、障害基礎年金証書等の写し
利用を希望する児童が療育施設に通所しているなど支援が必要な場合	特別児童扶養手当証書*、障害福祉サービスの受給者証*の写し、診断書等
生計の中心者が失業した場合	雇用保険受給者証、退職票等、自己都合以外の失業であることが分かる書類

(10) 4月1日入所 提出書類チェックシート（郵送受付用）

4月入所の郵送受付の場合は、チェック欄に記入したうえで同封してください。

## ○保育時間について

通常保育時間は8：00～16：00です。

区 分	平 日	土曜日
市立保育所 まめっこ保育園 L・E保育園よこや	7：30～19：00	7：30～12：00
清流みずほ保育園		7：30～16：00
ほづみの森こども園		8：00～15：00
ニチイキッズ瑞穂保育園		7：30～18：30
清流みずほ認定こども園	7：30～18：30	7：30～16：00
ちびっこ園。ミズホ	7：30～18：30	8：00～12：00
はな保育室ほづみ	7：30～19：30	8：00～17：00

(令和6年4月予定)

延長保育をご希望の場合は、保育所利用申込書とは別に延長保育申込書の提出が必要となります(翌年度も継続される場合は、再度、ご提出が必要です。)

延長保育をお申し込みいただきますと、延長保育時間帯にご利用がなくても延長保育料が掛かります。また、延長保育の利用申込・変更・中止の届は、ご利用を希望する(または中止する)月の前月20日まで(4月利用については2月末まで)に状況証明書等の書類を揃えてご提出ください。

なお、私立保育施設については、申込み・料金について別途設定の場合がありますので、ご利用される施設にご確認ください。

## ○障がい児保育について

集団保育になじめる、中・軽度の障がいのあるお子さんの保育も実施しています。

利用の可否及び保育時間などは、面接のうえ決定させていただきます。

詳しくは、幼児教育課までお尋ねください。

なお、お申込みの際には障がい者手帳等を確認させていただきますので、ご持参ください。

定員に空きがあっても受入れ体制が整わず、入所をお受けできない場合や入所希望の保育施設を調整させていただくことがあります。また、お子さんに適した他の施設や事業をご案内する場合がありますので、ご了承ください。

## ○広域利用について

瑞穂市外の保育施設を利用できる場合があります。保護者のいずれかのかたの勤務地が該当市町村にあり、勤務時間の都合で、瑞穂市内の保育施設の保育時間に送迎できない等の条件があります。なお、受入市町村の事情等により、ご希望に添えない場合があります。

広域利用の申込みにつきましては、原則として幼児教育課(崇南庁舎)のみで受付します。ご希望の保育施設の空き状況をご確認のうえ、お申込みください。

令和6年4月入所については、令和6年1月4日(木)以降に受付いたします。

# 記入例

## 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書 表面

- 家庭の状況等は、入所希望日時点の見込みで記入してください。
- 裏面もご記入いただく欄があります。
- ご記入いただいた内容により、添付していただく書類があります。8～9ページと、36ページの「提出書類チェック表」をご確認ください。

様式第1号(第3条関係) (表)

令和6年度  
施設型給付費・地域型保育給付費等  
教育・保育給付認定申請書兼  
保育施設利用申込書

受付印

瑞穂市に住む児童の父母  
どちらかの氏名を記入

申込日 令和5年9月8日

保護者氏名 (申請者) 瑞穂 太郎 電話番号 自宅 058-328-XXXX 携帯(父) 090-○○○○-△△△△ 携帯(母) 080-○○○○-△△△△

現住所 〒501-0305 岐阜県 瑞穂市 市区町村 瑞穂市

申込日現在の住所を記入 宮田300番地2 建物名等 みずほハイイツ1-202号

幼稚園又は認定こども園の教育認定のみを希望するかは「無」、それ以外のかたは「有」に☑

保育の希望の有無 無 有 幼稚園、認定こども園(教育認定)を希望 → 希望施設名 保育希望の場合希望施設は裏面に記入

利用期間 令和6年4月1日から 利用曜日 月 火 水 木 金 土 月 火 水 木 金 土  
小学校入学前 利用時間(24時表記) 8:00 から 19:00 まで  
令和 年 月 日 まで 保育の必要量 保育短時間(最大8時間の利用) 保育標準時間(最大11時間の利用)

○利用児童の家庭の状況(利用開始希望日現在)父、母、兄弟姉妹及び同居に住んでいる人全員について

区分	フリガナ 氏名 生年月日・性別	児童との 続柄	勤務先・学校名(学年)・ 保育所名等	障がい児(者) の場合 の住所	備考
利用児童	ミズホ モモコ 瑞穂 桃子 3年5月1日 男/女	本人	R6.4.1 現在 <input type="checkbox"/> 0歳 <input type="checkbox"/> 1歳 <input checked="" type="checkbox"/> 2歳 <input type="checkbox"/> 3歳 <input type="checkbox"/> 4歳 <input type="checkbox"/> 5歳	<input type="checkbox"/> 身体 <input type="checkbox"/> 聴覚 <input type="checkbox"/> 視覚 <input type="checkbox"/> 精神 <input type="checkbox"/> 発達障害 <input type="checkbox"/> 特異	
子どもの世帯員	ミズホ タロウ 瑞穂 太郎 2年9月10日 男/女	父	株○△商事	<input type="checkbox"/> 身体 <input type="checkbox"/> 聴覚 <input type="checkbox"/> 視覚 <input type="checkbox"/> 精神 <input type="checkbox"/> 発達障害 <input type="checkbox"/> 特異	令和6年4月1日 復職予定
	ミズホ ハナ子 瑞穂 花子 2年8月20日 男/女	母	○×ストア 大垣店	<input type="checkbox"/> 身体 <input type="checkbox"/> 聴覚 <input type="checkbox"/> 視覚 <input type="checkbox"/> 精神 <input type="checkbox"/> 発達障害 <input type="checkbox"/> 特異	令和6年4月1日 復職予定
	ミズホ イチロー 瑞穂 一郎 29年7月6日 男/女	兄	中小学校 1年	<input checked="" type="checkbox"/> 身体 <input type="checkbox"/> 聴覚 <input type="checkbox"/> 視覚 <input type="checkbox"/> 精神 <input type="checkbox"/> 発達障害 <input type="checkbox"/> 特異	
	ミズホ ニーロウ 瑞穂 二郎 4年2月25日 男/女	弟	保育所申込み中	<input type="checkbox"/> 身体 <input type="checkbox"/> 聴覚 <input type="checkbox"/> 視覚 <input type="checkbox"/> 精神 <input type="checkbox"/> 発達障害 <input type="checkbox"/> 特異	
	ミズホ ショウ子 瑞穂 昭子 30年10月30日 男/女	祖母	なし	<input type="checkbox"/> 身体 <input type="checkbox"/> 聴覚 <input type="checkbox"/> 視覚 <input type="checkbox"/> 精神 <input type="checkbox"/> 発達障害 <input type="checkbox"/> 特異	令和5年1月1日 岐阜市在住

利用を希望する児童の父母兄弟姉妹と、児童と同じ住所に住んでいるかた全員について記入。  
 ※父・母・兄弟姉妹は、単身赴任や就学等で別の住所に住んでいるかたも記入。  
 ※同じ住所で世帯分離しているかたも記入。  
 ※保育所等を希望する場合、この欄に記入した父母と60歳未満の祖父母について、状況証明書の添付が必要。

生活保護受給 有 無 保護開始日 年 月 日

ひとり親家庭 該当 不該当

保育が必要な理由

父 就労 → ①最も早い出勤時間 8:30 ②最も遅い退勤時間(残業含む) 20:30 ③通勤時間(片道) 1時間30分  
疾病・障がい 介護・看護 災害復旧 求職活動 就学 育児休業 その他

母 就労 → ①最も早い出勤時間 8:15 ②最も遅い退勤時間(残業含む) 20:15 ③通勤時間(片道) 時間 30分  
妊娠・出産 介護・看護 災害復旧 求職活動 就学 育児休業 その他

保育所等を希望する場合に、父母それぞれ、家庭での保育が困難な理由として当てはまるもの全てに☑  
 就労の場合は、出勤時間及び退勤時間、通勤時間を記入。

父方 氏名 祖父 岐阜市○○○-2 氏名 祖父 瑞穂 大三  
 祖母 瑞穂 正子

別居している祖父母がいる場合に記入

裏面もご記入ください



(裏)

同意書兼誓約書

〔同意事項〕

- 【情報の収集】保育料の算定・収納のため、同一世帯者を含む市町村住民税課税情報、住民基本台帳情報、戸籍情報等必要な情報を保育所担当課が住民基本台帳担当課、戸籍担当課、市税担当課及び福祉担当課から取得する場合があること。また、家庭状況や保育の状況などの情報の提供を保健担当課、福祉担当課、教育・保育施設等に求める場合があること。
- 【情報の提供】保育所等の利用申込の際に収集した個人情報について、個人情報の保護に関する法律第69条の規定により、保育所等関係機関に提供する場合があること。また、保育料を滞納した場合は保育料収納のため必要に応じ、収納情報などを保育所等に提供する場合があること。
- 【滞納処分】保育料を滞納した場合は、以後の納付義務が発生する保育料は児童手当の支給額の範囲内において、保育料の特別徴収をする場合があること。また、財産（給与、預貯金、生命保険などを含む。）の差押えなどの滞納処分を受ける場合があること。
- 【虚偽の申請】申込みの内容に虚偽があった場合は、利用の内定を取り消すこと。また、利用開始後に申込みの内容が事実と異なることが判明した場合は、退所となる場合があること。

〔誓約事項〕

- 【保育料の納入】保育料は、納期限までに必ず納付すること。
- 【現況届】世帯構成（婚姻、離婚、祖父母等と同居となったなど）、保育を必要とする事由（就労、疾病など）など、申込内容について変更が生じた場合は、直ちに届け出ること。
- 【書類の提出】就労状況など保育を必要とする事由を証する書類の提出を求められた場合は、方法や期限に従い提出すること。
- 【その他】世帯状況や就労状況などに異動や変更があり、保育を必要とする事由が認められなくなった場合は、退所すること。

上記の事項を確認のうえ同意し、遵守することを誓約します。

内容を確認のうえ、保護者氏名をそれぞれ記入。

瑞穂市長 様

保護者氏名 **瑞穂 太郎**

瑞穂市教育委員会教育長 様

**瑞穂 花子**

利用を希望する施設を下の枠から選び、施設の記号と名称を記載し、希望理由（右上枠）を☑（複数可）。最大第5希望まで記入できますが、実際に通うことが困難な施設は記入しないでください。（必ずしも第1～5希望まで全て記入しなくても良いです。）  
お子さんの年齢により受入れできない施設もあります。この冊子の「瑞穂市保育施設一覧表」等をご確認ください。  
※「第1希望のみの記入」や、「第5希望まで記入」といった記入状況は優先順位には影響しません。

○利用希望

第1希望	G	中保育・教育センター	<input checked="" type="checkbox"/> 自宅に近い <input type="checkbox"/> 勤務先に近い <input type="checkbox"/> 通勤経路上 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹が在園 <input type="checkbox"/> 以前通所 <input type="checkbox"/> その他
第2希望	I	清流みずほ保育園	兄弟姉妹で同時申込み <input checked="" type="checkbox"/> 該当
第3希望	J	清流みずほ認定こども園	<input checked="" type="checkbox"/> 希望順位が低くても下と同園優先が順位の高い保育施設の利用を優先してほしい。(同園優先) <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹が別々でも優先してほしい。(順位の低い保育施設の利用を優先してほしい。)
第4希望	H	南保育・教育センター	
第5希望	L	ニクイキッズ瑞穂保育園	既に兄弟姉妹が通所している(左記一覧から記入) <input type="checkbox"/> 該当
A 本田第1保育所	I 清流みずほ保育園	Z 左記以外の保育施設(企業主導型保育事業、広域利用等)	該当する場合☑し、きょうだいを利用している施設を記入してください。別々の施設になっても利用するかいづれかを☑してください。 希望外の保育施設について <input type="checkbox"/> 第1から第5希望以外の保育施設は希望しない。 <input checked="" type="checkbox"/> 第1から第5希望以外の保育施設であっても空きがあれば利用したい。(希望しない施設がある場合 施設名: <b>本田第1保育所、別府保育所</b> )
B 本田第2保育所	J 清流みずほ認定こども園		
C 別府保育所	K まめっこ保育園		
D 牛牧第1保育所	L ニクイキッズ瑞穂保育園		
E 牛牧第2保育所	M ほづみの森こども園		
F 西保育・教育センター	N もぎっ子園 ミズホ		
G			

どちらかに☑希望しない施設欄は、お子さんの年齢により受入れできない施設は記入しないでください。※市立保育所では、運動会等の行事について複数の保育所が同日に実施する場合があります。兄弟姉妹と別の保育所を希望する場合は予めご了承ください。

○利用希望

集団保育の経験	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ( <input type="checkbox"/> 通所中・4年12月退所 )	持病・障がい	<input type="checkbox"/> 有 ( )
施設名	( <b>▲▲保育園(岐阜市)</b> )	療育施設等への通所	<input type="checkbox"/> 有:施設有 ( )
アレルギー	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 未確認	その他心配ごと	<input type="checkbox"/> 有: ( )
※外国人の場合日本語での会話	<input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> できない	事前面談	保健師・保育所長等による面談 <input type="checkbox"/> 希望する ※加配保育士の必要度等について検討します

病院や健診での指摘などお子さんの保育施設利用にあたり心配なことがございましたら、☑してください。事前面談日程のご連絡をさせていただきます。(入所前の説明会とは異なります。)

記入不要です

# 就労証明書

表面

- 児童の父母及び同居で60歳未満の祖父母についてそれぞれ提出が必要です。
- 複数の児童について同時に申請する場合は、原本は1通で結構です。
- 2か所以上で勤務している場合は、勤務先ごとに1通ずつ証明をもらってください。
- 用紙が足りない場合はコピーしてご利用ください。
- 勤務先がExcelデータでの作成を希望する場合は、瑞穂市ホームページからダウンロードが可能です。

様式第2号(第3条、第21条関係)

### 就労証明書

瑞穂市教育委員会教育長 宛

勤務先で記入してもらい、証明を受けてください。証明者は勤務状況を証明できるかたであれば、店長・営業所長・所属長・人事課長等でも結構です。農業者協力者の場合は農業中心者、内職の場合は委託業者の証明を受けてください。証明印は必要ありません。内容に虚偽があった場合は、保育施設の利用を取り消す場合があります。

証明日	西暦2023年 8月 21日
事業所名	株〇△ストア
代表者名	岐阜 明男
所在地	岐阜市〇〇1番地1
電話番号	0584 - XX - XXXXX
担当者名	大垣店店長 大垣 治男
記載者連絡先	058 - XXXX - XXXXX

下記の内容について、事実であることを証明いたします。  
 ※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は変更を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	<input type="checkbox"/> 農業・林業 <input type="checkbox"/> 漁業 <input type="checkbox"/> 鉱業・採石業・砂利採取業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 電気・ガス・熱供給・水道業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 運輸業・郵便業 <input checked="" type="checkbox"/> 卸売業・小売業 <input type="checkbox"/> 金融業・保険業 <input type="checkbox"/> 不動産業・物品賃貸業 <input type="checkbox"/> 学術研究・専門・技術サービス業 <input type="checkbox"/> 宿泊業・飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業・娯楽業 <input type="checkbox"/> 医療・福祉 <input type="checkbox"/> 教育・学習支援業 <input type="checkbox"/> 複合サービス事業 <input type="checkbox"/> 公務 <input type="checkbox"/> その他 ( )
2	フリガナ 本人氏名	みずほ はなこ 瑞穂 花子
3	雇用(予定)期間等	<input checked="" type="checkbox"/> 無期 <input type="checkbox"/> 有期 (特約の場合は雇用開始日のみ) 平成24年 4月 1日 ~ 年 月 日
4	本人就労先事業所	名称 〇△ストア 大垣店 住所 大垣市〇〇1番地2
5	雇用の形態	<input checked="" type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 派遣社員 <input type="checkbox"/> 契約社員 <input type="checkbox"/> 会計年度任用職員 <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 自営業主 <input type="checkbox"/> 自営業専従者 <input type="checkbox"/> 家族従業者 <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> その他 ( )
6	就労時間 (固定就労の場合)	合計時間 月間 182時間 30分 (うち休憩時間 60分) 一月当たりの就労日数 月間 20日 一週当たりの就労日数 週間 5日 平日 8時 15分 ~ 17時 15分 (うち休憩時間 60分) 土曜 9時 30分 ~ 12時 00分 (うち休憩時間 分) 日祝 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
	就労時間 (変則就労の場合)	合計時間 月間 週間 時間 分 就労日数 月間 週間 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、時間数に休憩・残業時間を含む	年月 令和5年 2月 年月 令和5年 3月 年月 令和5年 4月 20日/月 192時間/月 19日/月 185時間/月 14日/月 103時間/月
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 期間 年 月 日
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input checked="" type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み 期間 令和5年 4月 22日 ~ 令和6年 2月 24日
10	産休・育休以外の休業の取得	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み 理由 <input type="checkbox"/> 介護休業 <input type="checkbox"/> 病休 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
11	復職(予定)年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 復職予定 <input type="checkbox"/> 復職済み 令和6年 4月 1日
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	<input checked="" type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 期間 令和6年 4月 1日 ~ 令和7年 2月 25日 主な就労時間帯・シフト時間帯 8時 15分 ~ 14時 15分 (うち休憩時間 45分)
13	保育士等としての勤務実績の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有(予定) <input checked="" type="checkbox"/> 無
14	備考欄	

勤務時間の合計は、休憩時間を含めて計算してください。

こちらには労働契約上の正規の勤務時間を記入し、育児短時間勤務制度を利用する場合の勤務時間は12欄に記載してください。

1年以内に育児休業から復帰したかたは、この欄も記入してください。



就労以外の理由の場合

保護者のかたご自身でご記入ください。当てはまる事由に○を付け、状況をご記入ください。右欄に記載されている書類の添付が必要です。

保育を必要とする理由	状況記入欄	
妊娠・出産	令和6年5月15日 出産(予定)	母子健康手帳(表紙及び出産予定日が分かるページ)の写し
障がい	(当てはまるものに○を付け、等級を記入) 障害者手帳 身体・療育・精神 __級 障害年金 __級 要介護__ 特定疾患 自立支援医療 その他( )	障害者手帳、年金証書、自立支援医療受給者証、特定疾患医療受給者証、介護保険被保険者証等の写し
疾病	診断書のとおり	診断書(下記に証明又は別紙)
介護・看護	介護・看護を受ける人 氏名 瑞穂 昭子 子どもの続柄 祖母 身体・療育・精神 __級 要介護__ 病院等への付添い 週 1 日	・障害者等の場合は障害者手帳、介護保険被保険者証等の写し ・上記以外の場合は診断書(下記に証明又は別紙) ・状況の分かる書類
災害復旧	年 月 日 罹災	罹災証明書
求職活動		ハローワークカード等、求職活動の状況が分かる書類の写し
就学	学校名 △△専門学校 通学時間(片道) 45 分 入学(予定)日 令和5年10月 1 日 修了(予定)日 令和6年9月30日	在学証明書、授業のカリキュラムの写し
虐待・DV		状況の分かる書類
その他		状況の分かる書類

診 断 書			
患者氏名	瑞穂 昭子	生年月日	昭和30年10月30日
住 所	瑞穂市宮田300番地2 みずほハイツI-202号		
病 名	〇〇〇〇		
加療見込期間	令和5年6月3日 ~ 令和6年6月2日		
加療の方法	<input type="checkbox"/> 入院(入院期間: 年 月 日 ~ 年 月 日) <input checked="" type="checkbox"/> 通院( 3 回/週月) <input type="checkbox"/> 往診( 回/週・月) <input type="checkbox"/> 自宅療養		
傷病の程度	<input checked="" type="checkbox"/> 絶対安静 <input type="checkbox"/> 常時看護人必要 <input type="checkbox"/> その他( ) 児童の保育にあたること <input checked="" type="checkbox"/> 不可能 ・ ある程度可能 ・ 可能		
上記のとおり診断します。	令和5年8月13日		
医療機関名	岐阜〇〇総合病院		
住 所	岐阜市〇〇〇番地		
医師氏名	岐阜 一郎		

保護者記入欄		提出日
保護者氏名	瑞穂 花子	令和5年9月8日
児童名	瑞穂 桃子	生年月日 2年5月1日 施設名 中保育・教育センター 利用中(第一希望)
児童名	瑞穂 二郎	生年月日 4年2月25日 施設名 中保育・教育センター 利用中(第一希望)
児童名		生年月日 年 月 日 施設名 利用中(第一希望)

■この証明書は、保育施設の利用を希望する(利用している)児童の保護者等の、就労等保育の必要な状況を把握するための書類です。施設の利用決定のほか、延長保育等を実施する際の資料となりますので、正確にご記入ください。

■内容に虚偽があった場合は、保育施設の利用決定を取り消す場合がございます。また、証明書を偽造、変造(無断作成、改変)した場合は、発行元の押印がない場合であっても「有印私文書偽造罪」「有印私文書変造罪」「私電磁的記録不正作出罪」の構成要件に該当すると認められる場合には、各罪が成立し得ますのでご注意ください。内容について、市から問い合わせる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

■保育を必要とする理由が就労のかたは、表面にご記入ください。

【問合せ先】瑞穂市教育委員会事務局幼児教育課 TEL:(058)327-2147



世帯番号 記入不要です

施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定に係る個人番号提供書

瑞穂市教育委員会教育長 様

上記認定申請に 申請書表面に記入した保護者氏名を記入してください

令和 **5** 年 **9** 月 **8** 日

フリガナ	<b>ミスホ タロウ</b>	性別	生年月日
保護者氏名 (申請者)	<b>瑞穂 太郎</b>	<input checked="" type="radio"/> 男・ <input type="radio"/> 女	大正 昭和 平成 <b>2</b> 年 <b>9</b> 月 <b>10</b> 日
住 所	瑞穂市 <b>宮田300番地2 みずほハイツ1-202号</b>		
個人番号	× × × × × × × × × × × × × ×		

○利用児童の個人番号 (※申請者が 教育・保育施設の利用を希望するお子さん全員についてご記入ください。)

1	氏 名	<b>瑞穂 桃子</b>	生年月日	平成 <b>3</b> 年 <b>5</b> 月 <b>1</b> 日	3	氏 名	生年月日
	個人番号	× × × × × × × × × × × × × ×	平成・令和	年 月 日		氏 名	生年月日
2	氏 名	<b>瑞穂 二郎</b>	生年月日	平成 <b>5</b> 年 <b>2</b> 月 <b>25</b> 日	4	氏 名	生年月日
	個人番号	× × × × × × × × × × × × × ×	平成・令和	年 月 日		氏 名	生年月日

○利用児童以外で申請者と同一世帯に属する者の個人番号 (※申請者が世帯員の個人番号を確認の上記入すること)

1	氏 名	<b>瑞穂 花子</b>	続柄	妻	4	氏 名	続柄
	個人番号	× × × × × × × × × × × × × ×	氏 名	続柄		氏 名	続柄
2	氏 名	<b>瑞穂 一郎</b>	続柄	子	5	氏 名	続柄
	個人番号	× × × × × × × × × × × × × ×	氏 名	続柄		氏 名	続柄
3	氏 名	<b>瑞穂 昭子</b>	続柄	母	6	氏 名	続柄
	個人番号	× × × × × × × × × × × × × ×	氏 名	続柄		氏 名	続柄

保護者と利用児童以外で、申請書の「家庭の状況」欄に記入したかた全員についてご記入ください。続柄は申請者から見た続柄としてください。

(申請者と提出者が異なる場合)

下記の者を代理人と定め、施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定に係る個人番号の提供に関する権限を委任します。

代理人 住所 **瑞穂市宮田300番地2 みずほハイツ1-202号**

氏名 **瑞穂 花子** 申請者との続柄 ( **妻** )

備考

- ・全ての個人番号欄に記入した保護者と別のかたが申請にいらっしゃる場合、来庁するかたの氏名等を記入してください。また、来庁するかたの身分証明書(運転免許証など、原則顔写真付きのもの)をお持ちください。
- ・条に基づき、本申請に係る事務の処理に必要な範囲を超えて利用することはありません。
- ・本書は、番号法第14条に基づき提出していただくものです。
- ・ご提供いただいた特定個人情報、番号法第19条に定められた場合を除き、他機関等に提供することはありません。

※市記入欄

記入不要です

## 延長保育申込書

- 延長保育を申込み児童1人につき1枚ご提出ください。  
延長保育時間は利用希望施設によって異なりますが、18時30分以降も保育を希望される方はご提出ください。

様式第2号（第8条の2関係）

### 保育所延長保育申込書

令和**5**年**9**月**8**日

瑞穂市教育委員会教育長 様

申請者 住所 **瑞穂市宮田300番地2  
みずほハイイツ1-202号**  
氏名 **瑞穂 太郎**  
(電話番号 **058-328-XXXX**)

申請書表面に記入した保護者氏名を  
記入してください

次の児童の延長保育を申請します。なお、申請にあたり、下記の内容を確認の上、承諾します。

#### 記

- 1 各保育所のルールを守り、必ず保育時間内に送迎すること。
- 2 保育所保育料又は延長保育料を滞納した場合は、延長保育の実施を取り止める場合があること。

児童氏名	<b>瑞穂 桃子</b>		
生年月日	平成 令和 <b>3</b> 年 <b>5</b> 月 <b>1</b> 日	性別	男・ <b>女</b>
保育所名	<b>中</b> 保育所 <b>保育・教育センター</b>	クラス名 (利用中の場合)	<b>記入不要です</b>
延長保育 利用開始年月	<b>第1希望の施設名を 記入してください</b>	令和 <b>6</b> 年 <b>4</b> 月から	
保育を希望 する時間	利用時間 (24時間表記)	<b>8時00</b> 分から <b>19時00</b> 分まで	
申込理由	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務の就業時間が遅いため <input type="checkbox"/> 恒常的な残業があるため <input type="checkbox"/> 勤務場所と保育所の距離が遠いため <input type="checkbox"/> その他 ( )		
備考	<b>申請書に記入した利用時間と統一してください。 平日の利用時間を記入してください。 18時30分までの利用の方は提出不要です。</b>		

※入所の翌月以降の申込みは、前月の20日までにご提出ください。

## 4 保育施設保育料等について

### ○保育料及び給食費について

- (1) 3歳未満児は保育料、3歳以上児は給食費（主食費及び副食費）が必要となります。また、利用時間に応じて延長保育料が発生します。（詳細は20ページ）
- (2) 保育料及び副食費（以下、保育料等）は、原則として児童と世帯・生計を同じくしている父母の市町村民税所得割額等の合計により決定します。  
 父母の収入が一定基準に満たない場合などで、児童の祖父母等と同居しているかたは、家計の主宰者（祖父母等）との合算になります。
- (3) 保育料等の算定基準となる市町村民税の額は、毎年6月に決定されるため、直近の所得状況を保育料に反映させる観点から、4月～8月と9月～3月で料金が変わります。

区 分	課税資料	利用者負担額通知
4月から8月分の保育料等	令和5年度の市町村民税の額	4月中旬頃発送予定
9月から3月分の保育料等	令和6年度の市町村民税の額	8月下旬頃発送予定

- (4) 長期間欠席されても、在籍している場合は保育料を納めることとなります。
- (5) 年齢は、令和6年4月1日における満年齢で認定し、年度の途中で年齢が変わっても、その年度の保育料は変わりません。

### ○瑞穂市立保育所・私立保育所の保育料等の納付について

※私立認定こども園、小規模保育、市外の公立保育所等の納期限及び納付方法は、施設により異なります。

- (1) 保育料等の納期限は、毎月10日（4月分は4月30日）です。土・日曜日、祝日の場合は、その翌日が納期限になります。納期限までに納入がない場合には、納期限から20日以内に督促状を発行します。

※納付は、原則、口座振替でお願いします（口座振替日前には、必ず預金残高をご確認ください。）。「口座振替依頼書」を内定通知書（随時入所の場合は保育料決定通知書）に同封しますので、直接金融機関でお申込み手続きをしてください。お子様1名につき1部ご提出が必要です。

※納期限（口座振替日）予定表（令和5年8月時点）

期 別	納期限 (口座振替日)	期 別	納期限 (口座振替日)	期 別	納期限 (口座振替日)
4月分	4月30日(火)	8月分	8月12日(月)	12月分	12月10日(火)
5月分	5月10日(金)	9月分	9月10日(火)	1月分	1月10日(金)
6月分	6月10日(月)	10月分	10月10日(木)	2月分	2月10日(月)
7月分	7月10日(水)	11月分	11月11日(月)	3月分	3月10日(月)

- (2) 保育料等の滞納がある場合は、市から支払われる児童手当の各支払期（6月・10月・2月）に、保育料を児童手当から直接徴収（特別徴収）を行います。（申出書の提出が必要）
- (3) 保育料等を3か月以上滞納された場合は、退所していただく場合があります（延長保育等をお受けできない場合があります。）。家庭の経済状況の変化等により納付が困難となった場合は、納付相談も行っておりますので、お早めにお申し出ください。

## ○保育料 Q&A

Q1 令和6年度の保育料は、どのようにして決定されるのですか？

A1：児童と世帯及び生計を同じくしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合）の令和6年度（4月から8月までの場合にあっては、令和5年度）分の市町村民税額の合算額により決定します。

Q2：祖父母と一緒に生活していますが、祖父母の市町村民税等も保育料の算定に含まれますか？

A2：原則的には、祖父母の市町村民税等は含めず、父母の税額で決定しますが、家庭の状況により父母以外のかたの税額を含めて決定する場合があります。

Q3：兄弟姉妹が保育所等に入所等している場合、保育料はどうなりますか？

A3：同一世帯の兄弟姉妹については、小学校就学前の児童の年齢の高い順に、1人目の場合は全額、2人目の場合は半額、3人目の場合は無料となります。なお、該当する階層区分等により、小学生以上の兄弟姉妹についても多子軽減の対象となる場合があります。

Q4：家を建てたことで確定申告をして住宅借入金等特別控除により市町村民税額が安くなりましたが、保育料は安くなりますか？

A4：保育料は安くなりません。住宅借入金等特別控除は保育料の算定の対象になりませんので、控除前の市町村民税額で決定します。

Q5：年度途中で確定申告等をして市町村民税額が変わりましたが、保育料に関係しますか？

A5：保育料が変わる場合がありますので、すぐに幼児教育課へご連絡ください。

Q6：年度途中で家族構成が変わりましたが、手続きが必要ですか？

A6：保育料が変わる場合がありますので、届出をしてください。

Q7：年度途中で生活保護を受け始めました。手続きが必要ですか？

A7：保育料が変わりますので、届出をしてください。

### 《保育料が変わる可能性のある場合》

- ①生活保護の受給を開始した・終了した
- ②家族構成が変わった（ひとり親家庭になった、合算対象者と生計が別になった等）
- ③障害者手帳の交付を受けた、障害年金や特別児童扶養手当の受給が始まった・終了した
- ④年度の途中で所得の申告を行った

## ○公私立保育施設保育料等徴収額表

保育施設保育料等は次のとおりクラス年次、世帯の状況によって基準表が異なります。なお、「3歳未満児」は4月1日時点での年齢で3歳未満のことを指し、年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中は3歳未満児とみなされます。また、きょうだいがいる場合の「多子軽減」については21ページをご覧ください。

### ○3歳未満児の保育料について

世帯の所得状況、利用時間によって保育料が算出されます。

世帯区分	階層区分	市町村民税所得割合算額	保育短時間・ 保育標準時間 (17時までの利用)	保育標準時間 (17時を超える利用)	多子軽減 対象者
被保護者等世帯 (生活保護世帯等)	1	額にかかわらず	0円	0円	—
要支援者等世帯 (ひとり親、在宅障がい 児(者)のいる世帯等)	2-1	非課税	0円	0円	㉠年齢上限なし
	3-1	0円(均等割のみ)～48,599円	3,600円	5,600円	
	4-1	48,600円～77,100円	3,600円	5,600円	
	4-1G	77,101円～96,999円	15,000円	17,000円	
一般世帯	2-2	非課税	0円	0円	㉡満18歳まで
	3-2	0円(均等割のみ)～48,599円	9,800円	11,800円	
	4-2	48,600円～57,699円	15,000円	17,000円	
	4-2G	57,700円～96,999円	15,000円	17,000円	
一般世帯・ 要支援者等世帯	5	97,000円～168,999円	26,700円	28,700円	未就学児まで
	6	169,000円～300,999円	39,600円	41,600円	
	7	301,000円～396,999円	44,000円	46,000円	
	8	397,000円以上	52,000円	54,000円	

このほか、災害保険料や保育用品等、保育料とは別に必要となる費用があります。詳細は各施設にご確認ください。

「被保護者等世帯」とは、次に掲げる者が属する世帯です。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者である教育・保育給付認定保護者
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1項に規定する里親である教育・保育給付認定保護者
- (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の支援給付を必要とする要保護者と、支援給付を受けている被保護者

「要支援者等世帯」とは、次に掲げる世帯です。

- (1) 「母子世帯等」・・・母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
- (2) 「在宅障がい児(者)のいる世帯」・・・次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。
  - ① 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
  - ② 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者
  - ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
  - ④ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- (3) 「その他の世帯」・・・保護者の申請に基づき、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯



## ○3歳以上児の給食費について

保育料は無償となります。ただし、給食費（主食費・副食費）、延長保育料等、無償化の対象外となる費用があります。

給食費は施設ごとに料金を設定しています。私立保育施設については各施設にお問い合わせください。

### 瑞穂市立保育所の給食費

主食費	副食費	
月額 920 円	通常	月額 4,500 円
	17 時以降の利用がある場合	月額 5,500 円

給食費のうち副食費は、所得の状況により免除となる場合があります。

世帯区分	市町村民税所得割合算額	免除対象
被保護者等世帯（生活保護世帯等）	額にかかわらず	免除
要支援者等世帯 （ひとり親、在宅障がい児（者）のいる世帯等）	非課税～77,100 円	免除
	77,101 円～96,999 円	非該当（※1）
一般世帯	非課税～57,699 円	免除
	57,700 円～96,999 円	非該当（※1）
一般世帯・要支援者等世帯	97,000 円以上	非該当（※2）

※1 満 18 歳までのお子さんを数えて第 3 子以降となる場合、免除になります。

※2 未就学児のお子さんを数えて第 3 子以降となる場合、免除になります。

このほか、災害保険料や保育用品等、給食費とは別に必要となる費用があります。詳細は各施設にご確認ください。

## ○延長保育料について

保育施設の開所時間のうち、各施設の定め 11 時間を超える利用は、延長保育となります。

延長保育料は 3 歳以上児の保育料無償化の対象ではありません。

施設	開所時間 （平日）	保育短時間	保育標準時間	延長保育
市立保育所 清流みずほ保育園 ほづみの森こども園 まめっこ保育園 ニチイキッズ瑞穂保育園 L・E 保育園よこや	7:30～19:00	8:00～16:00	7:30～18:30	18:30～19:00
清流みずほ認定こども園 ちびっこ園。ミズホ	7:30～18:30			—
はな保育室ほづみ	7:30～19:30			18:30～19:30

市立保育所では、保育標準時間の認定を受けたかたに限り、延長保育の利用が可能です。

延長保育料は、施設ごとに料金を設定しています。市立保育所の場合、月額 3,000 円（非課税世帯は月額 1,000 円）です。私立保育施設については各施設にお問い合わせください。

## ○保育施設保育料の多子軽減について

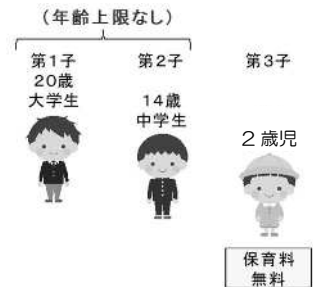
同一世帯から2人以上の小学校就学前児童がいる場合は、それらの児童の年齢の高い順に数えて、1人目の児童（第1子）の保育料は表に定める金額、2人目の児童（第2子）の保育料は表に定める金額の半額、3人目（第3子）以降の児童の保育料は無料となります。



ただし、次の階層に該当する場合は、多子軽減の対象者及び軽減内容が変わります。

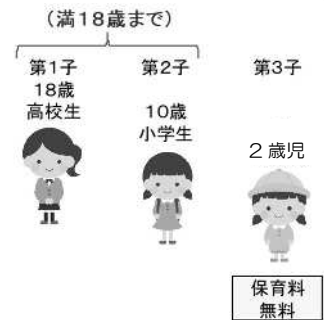
### ㉠ 年齢上限なし

- ・階層区分 (要支援世帯) 2-1、3-1、4-1  
(一般世帯) 2-2、3-2、4-2
- ・対象範囲 生計を一つにする世帯内の兄弟を対象とし、年齢の上限はありません。ただし、住民票を別にして寮で暮らす兄弟がいるなどの場合は、戸籍謄本（保険証）等の提出が必要です。
- ・軽減内容 第2子の保育料は表に定める金額の半額、第3子以降の保育料は無料となります。3-1、4-1については第2子以降無料です。



### ㉢ 満18歳まで（第3子以降のみ）

- ・階層区分 (要支援世帯) 4-1G  
(一般世帯) 4-2G
- ・対象範囲 生計を一つにする世帯内の満18歳未満の兄弟を対象とします。
- ・軽減内容 第3子以降となる場合、保育施設保育料が無料となります。（第2子の場合は軽減なし）



### 要支援者等世帯の第2子の保育料無料

- ・階層区分 (要支援世帯) 3-1、4-1
- ・対象範囲 生計を一つにする世帯内の兄弟を対象とし、年齢の上限はありません。ただし、住民票を別にして寮で暮らす兄弟がいるなどの場合は、戸籍謄本（保険証）等の提出が必要です。
- ・軽減内容 第2子以降となる場合、保育施設保育料が無料となります。

★多子軽減を受けるための申請は必要ありません。

## 5 瑞穂市立保育所の概要

瑞穂市の公立保育所は8カ所あり、各園での特徴があります。施設の見学をご希望の際は、各園にお電話にて予約をお願いします。各保育所の概要については、瑞穂市ホームページにも掲載しております。

### ○保育目標について

瑞穂市の保育所では、行き届いた環境の下で、養護と教育を一体とし、温かい雰囲気の中でお子さん一人一人の情緒を安定させ、心身の調和を図りながら「豊かな感性を持ち知的好奇心を育む教育」を実施します。

- (1) 仲よく遊ぶ子……なかよくしよう……約束を守り相手を思いやって仲よく遊ぶ
- (2) 明るく健康な子……げんきにあそぼう……基本的生活習慣を身につけ安全に気を付けて遊ぶ
- (3) 自ら行動する子……すすんでしよう……身近な環境に積極的に関わって遊ぶ

### ○保育の内容について

#### (1) 健康安全生活への養護

基本的生活習慣（食事・睡眠・排泄・衣服の着脱・清潔）や、安全及び社会生活習慣の自立を図っていきます。

#### (2) 遊び

健康・人間関係・環境・言葉・表現の各活動を総合的に遊びに取り入れ、お子さん一人一人の主体性や創造性を養っていきます。

#### (3) 昼食と間食について

- ・3歳未満児は、自園調理による給食です。午前10時と午後3時に間食があります。離乳食には対応しておりませんので、持参をお願いする場合があります。
- ・3歳以上児は、学校給食センター調理による給食です。午後3時に間食があります。
- ・保育時間が午後5時を過ぎるお子さんには、夕方に間食があります。
- ・食物アレルギーへの対応は除去食となります。代替食の持参をお願いする場合があります。

#### (4) 午睡

- ・3歳未満児、3歳児及び4歳児は、年間を通して行います。
- ・5歳児は、運動量の多い運動会ごろまでは毎日行います。運動会以降は天候や健康状態などを考慮して対応していきます。期間は、各保育所により多少の違いがあります。

### ○保育所との連絡について

- (1) 保育所からの連絡は、毎月「保育所だより」その他の印刷物及び掲示板などで行います。台風等緊急時の連絡として、メール配信アプリへの登録をお願いしています。
- (2) 保育所への連絡がある場合は、毎日の送迎時に職員にお申し出ください。

### ○休業日について

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、振替休日、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）、その他市長が認めた日

### ○依頼保育について

年度初め、お盆、年末年始の前後2日間程度、年度末等に依頼保育期間を設けております。この期間にご利用をご希望の場合は、各保育所へお申し出ください。



## ○慣らし保育について

入所後間もないお子さんが保育所生活に慣れるまで、入所式後一週間ほど保育時間を次のとおりとしております。勤務の都合等やむをえない場合は、慣らし保育期間中も終日お預かりが出来ますので、各保育所にお申し出ください。

	始まり	お帰り	給食
入所式後2～3日	8時30分～9時	11時	なし
その後2～3日	8時30分～9時	13時	あり

## ○主な行事

- 4月 入所式
- 5月 こどもの日お楽しみ会  
遠足（年少～年長）
- 6月 保育参観
- 7月七夕会
- 8月 夏祭り
- 9月 遠足（年長）
- 10月 運動会  
遠足（年少～年中）
- 12月 お餅つき  
クリスマス会
- 2月 節分の会  
保育参観
- 3月 ひなまつり会  
保育証書授与式

その他、各保育所で様々な行事を実施しています。行事の内容は、保育所ごとに趣向を凝らしています。

## ○1日の生活

0・1・2歳児	時間	3・4・5歳児	
登所（早朝保育） ・所持品の整理	7:30	登所（早朝保育） ・所持品の整理	保育標準時間
登所（通常保育） ・所持品の整理 あそび	8:00	登所（通常保育） ・所持品の整理 あそび	
あそび ・季節の歌や手遊び ・保育士や友達と遊ぶ	9:00	・自ら取り組む遊び	
間食	10:00	朝の会 ・お休み調べ ・返事遊び ・季節の歌	
あそび	11:00	クラス活動 ・製作 ・集団あそび	
給食	12:00	給食 ・手洗い・配膳・食事 ・片付け・歯みがき	通常保育 保育短時間
午睡	13:00	午睡	
間食	14:00	間食	
・絵本、紙芝居を見る	15:00	帰りの会 ・一日の振り返り ・絵本、紙芝居を見る	
降所（通常保育） あそび	16:00	降所（通常保育） あそび	
間食 ・混合保育	17:00	間食 ・混合保育	
降所	18:00	降所	
	19:00		

※ 各保育所の状況、行事、季節により違いがあります。

## ○保育料及び副食費とは別に必要となる料金

- (1) 共済掛金 375円のうち、保護者負担額 年額240円

保育中のケガや送迎時の災害に対して独立行政法人「日本スポーツ振興センター」の災害共済保険に全員加入をお願いしています。

- (2) 保護者会費 月額100円程度

- (3) 主食代（3歳以上児のみ） 月額920円

- (4) 保育用品代 スモック（3歳以上児のみ）3,800円程度、カラー帽子900円程度  
保育所での生活に必要なスモックやカラー帽子等を準備していただく必要があります。

詳細は各保育所の利用説明会でお知らせします。

## 6 私立保育施設について

### ○ 清流みずほ保育園

清流みずほ保育園は、平成 18 年 4 月に開園した瑞穂市初の私立保育園です。

岐阜県産の間伐材を使用した園舎は、木のぬくもりを感じることができる安心・安全な保育に理想的な子どもの居場所を実現しました。

「三つ子の魂百まで」ということわざがありますが、0歳から3歳までの成長というのは、3歳から成人になるまでの成長よりも大きいと言われています。このわずかな3年間は人間の人格の基礎を作るときです。私たちはこの3年間を大切にしっかりと受け止め育てていきます。

「愛が実ってこころ、育む♡」

～ここには、愛とぬくもり そして 本物の環境があります～

- ・愛情たっぷりの雰囲気の中で、感謝と思いやりの心を育てます。
- ・子どもの心が安定し、楽しく遊べる環境づくりと、子どもの生活のリズム（繰り返しのリズム）を大切にします。
- ・子どもの“模倣を通して学ぶ”ということを大切に、周りにいる大人が良い手本を示します。
- ・子どものありのままの姿を受け止め、保護者の皆様と共に考え、歩んでいきます。

施設類型	保育所
実施主体	社会福祉法人 清流会
保育年齢	8か月から2歳児
定員	50名
特別保育サービス	・延長保育 ・障がい児保育 ・一時預かり ・子育て支援センター（モアマーム）
保育時間	平日 7:30～19:00 土曜日 7:30～16:00
一時預かり	対象児童：10か月から2歳児 利用時間：平日8:00～17:00 ※土曜日の一時預かりはありません。
保育料等	保育料は、公立保育所と同一で瑞穂市に納めていただきます。 ただし、延長保育料、一時預かり保育料は直接、清流みずほ保育園へ納めていただきます。

園舎は木造。岐阜県産の間伐材を使用しているエコな保育園です。



R5.3.21 子ヤギの「ちはる」が生まれました♡子ども達ともなかよしです!!



広いウッドデッキ

お問い合わせは・・・

清流みずほ保育園

住所：瑞穂市森 555

電話：058-328-7375

HP：www.lieberrystyle.com/mizuho-hoiku



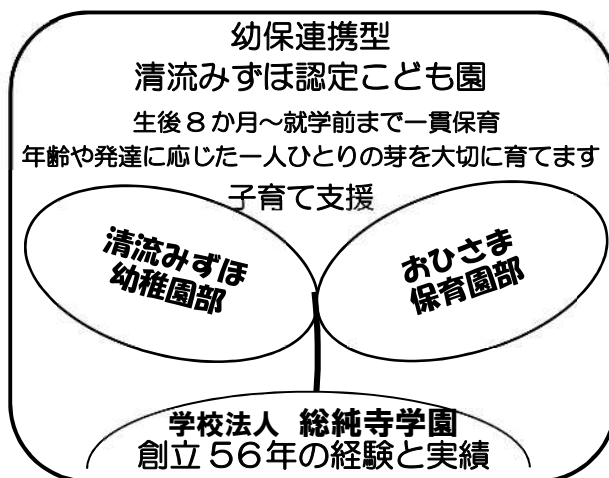
緑豊かな園庭

## ○清流みずほ認定こども園

～清流みずほ幼稚園部（以上児）・おひさま保育園部（未満児）～

瑞穂市森に、子ども子育て支援新制度のもと、平成28年4月、学校法人立の幼保連携型認定こども園として岐阜県初の認可を受けました。

岐阜県産の木ぬくもりを感じる木造の園舎で、異年齢（0歳から就学前まで）の子ども達が兄弟・姉妹のように過ごし、愛情たっぷりの教育・保育を実施しています。おひるごはんは専属の栄養士による、旬の有機野菜を使用した汁菜の和食メニュー。園庭は野菜や木々が育ち木陰もあり、果実も実り季節感にあふれ、農園では種まきから収穫まで子どもたちと一緒に体験活動を行っています。その他保護者向けの教育講座等も実施し、清流みずほ認定こども園は「オーガニック」「教育・保育は保護者と園との共同作業である」この理念を大切にしています。



### 保育・教育の願い

「愛とぬくもり、そして本物の環境」

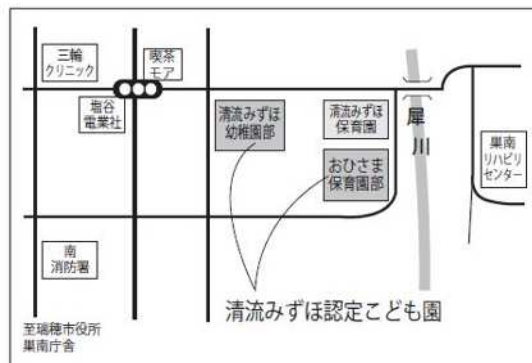
私たちはリーベリースタイルを実践しています

- ・あたたかみある木造の園舎、愛ある雰囲気の中で、意志と感謝と思いやりの心を育てます。
- ・乳児期から幼児期までの子どもが生活する場として、安定した生活の流れの中で、憧れや自然、思いやりの対象となる異年齢児とのかかわりを大切にします。
- ・豊かな環境の中で、子どもの興味・関心・好奇心を大切に、豊かな感覚・感性が育つよう援助します。
- ・保護者との連携の中で一人ひとりの心身の発達の特性を考え、共に歩んでいきます。

#### リーベリースタイルとは？

R.シュタイナー博士の理論に基づき、時代のニーズの中で日本の風土、伝統文化にふさわしく練り上げた、子どもたちの生きる根っこを作るための新たな教育方式です。

施設類型	幼保連携型認定こども園	実施主体	学校法人 総純寺学園
保育年齢	8か月から5歳児	定員	1号子ども 35名 2号子ども 95名 3号子ども 65名
特別保育サービス	延長保育 障がい児保育 子育て支援センター 幼稚園型一時預かり		
保育時間	平日 7:30～18:30 土曜日 7:30～16:00		
保育料等	保育料は公立保育所と同様です。 その他の経費に関しましては入園説明会、事前の園見学の際にご確認ください。		



お問い合わせは・・・

清流みずほ認定こども園

瑞穂市森557

清流みずほ幼稚園部 ☎058-328-7228

<http://www.lieberrystyle.com/mizuho/>

おひさま保育園部 ☎058-328-2078

<http://www.lieberrystyle.com/ohisama/>

## ○ほづみの森こども園

穂積保育所の民営化を受け、平成31年4月より公私連携保育所型認定こども園として新たなスタートを致しました。0歳～2歳児は育児担当制保育で丁寧な関わりを、3歳～5歳児の幼児クラスでは子どもの主体性を尊重し「自ら学びに向かう力」を育む保育・教育を行います。



法人理念 ともに生き ともに育ちあう教育・保育の実践  
教育・保育方針

- ・ 個の尊重           ～一人ひとりを大切に、ありのままを受けとめる～
- ・ 心の育成           ～思いやりの心や自己肯定感を育む～
- ・ 知の育成           ～考える力、想像力を養う～
- ・ 生きる力の育成   ～主体性を大切に、能動的に行動できる力を培う～

施設類型	保育所型認定こども園
実施主体	社会福祉法人 慈雲学舎
保育年齢	8か月から5歳児
定員	90名 幼稚園利用 1号子ども(3歳～5歳児) 15名 幼稚園利用 2号子ども(3歳～5歳児) 45名 3号子ども(0歳～2歳児) 30名
特別保育サービス	延長保育 障がい児保育 子育て支援センター 一時預かり(幼稚園型・一般型)
保育時間	平日 7:30～19:00 土曜日 8:00～15:00
保育料等	保育料は公立保育所と同様です。 その他徴収経費に関しましては、下記までお問い合わせください。



### お問い合わせ先

社会福祉法人 慈雲学舎〔ジウンガクシャ〕

### ほづみの森こども園

瑞穂市穂積 966-1

電話番号 058-322-5300



## 〇まめっこ保育園

瑞穂市本田エリアに、2017年4月にオープンした小規模保育(B型)※です。民家をリフォームした、まるでもうひとつのおうちのような場所で、少人数の、ゆったりとした保育を行っています。

砂場や芝生・畑のある園庭、近くの公園、田んぼに囲まれた自然いっぱいの環境で、思いっきり遊んで学び、和食の給食をいっぱい食べて、コット(幼児用ベッド)でぐっすり眠る。そんな変わらない日常を、大切にしています。

小さな子どもたちは、毎日が発見と挑戦の連続。保育者はゆとりある人数で丁寧にに関わり、保護者と連携し、子どもたちの生きる力の根っこを大切に育てています。

※小規模保育は、職員数が保育所の配置基準+1名。職員の資格は、A型は全員が保育士 B型は1/2以上が保育士で、保育士以外は規定の研修を受けた子育て支援員です。



▲アゲハの羽化を見守る



▲保育者のひげで絵本を楽しむ  
絵本は250冊以上あります  
毎週絵本の貸し出しもしています

- 【保育の願い】
- ・家庭のようなぬくもりの中で、子どもが安心して生活できるところです。
  - ・子ども一人ひとりの個性や気持ちを大切に、その子の育つ力に寄り添います。
  - ・子ども・保護者・保育者が互いに尊重し合い、学び、育つところです。

施設類型	小規模保育B型
実施主体	NPO 法人 キッズスクエア瑞穂
保育年齢	10か月から2歳児
定員	12名
特別保育サービス	延長保育 障がい児保育
保育時間	平日 7:30~19:00 土曜日 7:30~12:00
保育料等	・保育料の額は公立保育所と同一です。



▲毎日散歩&外遊び

天気がよければ毎日散歩。近くの公園にあるまめっこの倉庫には、乗用の車をはじめ、色々な遊び道具が準備してあります。

園庭での砂遊びや水遊びも存分に。砂場の砂は、(株)東海砂利さんの「さくさくあそび砂」。2ミリ以下の均質な気持ちのいい感触の物で、濡れると砂山や形が作りやすい砂を使っています。板やテーブル、バケツ、たらい、ジョーロ、スコップやシャベル、カップやレンガ、型抜きなどなど、色々な物を使って遊びがどんどん広がっていきます。

夢中で遊ぶ中で、子ども達は豊かに成長していきます。

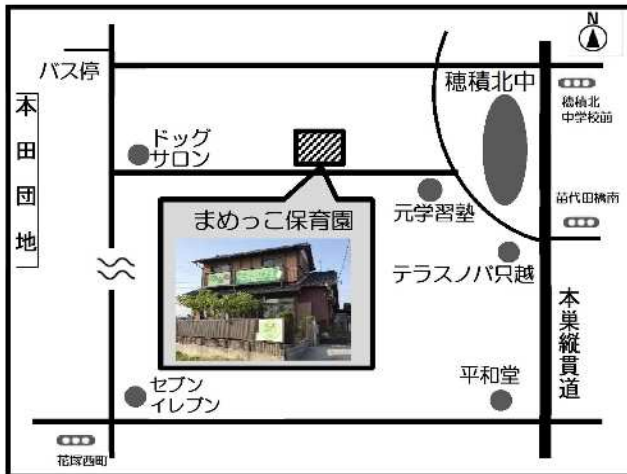


- ・お昼寝にはコットを使用。布団は不要です。
- ・使用済みのおむつは園で処分します。



まめっこに興味があれば、ぜひ見学をお願いします。見学は、土日・平日(17時半~)のどちらでも大丈夫です。施設の見学と説明で1時間ほどかかりますので、事前の予約をお願いします。もちろん、お子さんも一緒にどうぞ。

※見学を希望される方は、できるだけメールで申込みをお願いします。電話でも大丈夫ですが、お昼寝中の12:00~14:30は避けていただけるとありがたいです。



### 小規模保育所 まめっこ保育園



住所 瑞穂市本田 1175 番地 TEL/FAX 058-201-7855

メール mameko@gol.com HP <http://kidssa.org/>

実施主体は、NPO 法人キッズスクエア瑞穂です

2002年にNPO法人として認証され、子育て支援や子どもの体験活動を行っています



## ○ニチイキッズ瑞穂保育園

ニチイキッズ瑞穂保育園は、平成30年4月に開所した小規模保育（A型）です。

私達ニチイキッズは、子どもたちも、保護者の方々も、地域の人々も皆が笑顔になれる保育サービスを展開します。子どもたちの笑顔と『安心・安全』という信用をひとつに。

子育てのお手伝い、ニチイキッズにお任せ下さい。

### 保育目標

**1** **すくすく 育つ**

● **健全な心と健康な身体**  
心と身体の発達の中で生活の基本を学びます。徳育・食育・体育を通して心と身体の両面の成長を促します。基本的な社会のルールやマナーを、集団生活の中で学びます。

**2** **わくわく 遊ぶ**

● **積極的に学ぶ好奇心**  
遊びから始まるさまざまなアクティビティを通して、学ぶ好奇心を養成します。読み・かず・英語・科学などの学習を通して学ぶ楽しさと達成する喜びを学びます。

● **豊かな創造力と自己表現力**  
アートや音楽、遊びを通して感性を磨き、創造力と自己表現力を高めめます。

**3** **いきいき 過ごす**

● **自ら考え行動する自覚力**  
友だちや周囲との関わりを通して、自と他の存在を知り、自ら考え、行動することを学びます。

● **地域で育む思いやりと広い視野**  
地域社会との交流を通して、協調性を身につけ、周りの人の気持ちを理解しいたわること学びます。

### 安全・安心

**「おいしい」も「安心」も。**

**安心でおいしい食事**

- 栄養士の配置
- 一人ひとりのニーズに最大限対応（食物アレルギー・体調不良）
- 食の教育（健康維持・食事の楽しさ・食事マナー）
- 徹底した衛生管理のもとで調理

**毎日の健康を、保育士と一緒に。**

**徹底した健康管理**

- 一人ひとりの発育・発達・体調の把握
- 保健だよりの発行・保健日誌の作成
- スタッフの衛生管理研修の受講
- 毎朝・午睡後の検温

### 学びを学ぶ好奇心に



**英語でのコミュニケーション**

イラストを見たり、音楽を聴いたり歌ったり、体を動かしながら、遊び感覚で初歩的な英語にふれます。



**リトミック**

リズムを聞いて、自分が感じたように、体全体でそのリズムを表現。想像力と表現力、心と体の調和を作り出す反応教育です。



**季節の年間行事**

四季折々の年間行事を実施します。行事により、保護者の方も一緒に参加いただけます。



### 施設概要

施設類型	小規模保育A型	実施主体	株式会社 ニチイ学館
保育年齢	8か月から2歳児	定員	19名
保育時間	平日 7:30~19:00 土曜日 7:30~18:30		
住所	〒501-0236 瑞穂市本田 1060 番地 1		
電話番号	058-329-3290		
ホームページ	<a href="http://www.nichiikids.net/nursery/other/mizuho/index.html">http://www.nichiikids.net/nursery/other/mizuho/index.html</a>		

## 〇ちびっこ園。ミズホ

「ちびっこ園。ミズホ」は、2019年1月に瑞穂市牛牧に開所した小規模保育所です。「ちびっこ園。」は、北方町でも同様に小規模保育施設として運営しており、小規模という特性を活かしつつ、大きなイベントや行事においては、北方とミズホで合同開催するなど連携を取りながら運営しております。

### ～ 毎日が成長する日 ～

ちびっこ園。では、園で過ごす一日一日を“毎日が成長する日”と考え、子ども達と向き合っています。目に見える変化に大小はありますが、成長していく姿をしっかりと見届け、保護者の皆さまと一緒に喜んでいきたいと考えています。

小規模だからできるきめ細かく、質の高い保育を実践することで、子ども達に“笑顔と成長”を、保護者の皆さまに“安心と満足”をご提供します。



### 【施設概要】

施設類型	小規模保育B型※	実施主体	株式会社わぷらす
保育年齢	生後8か月から2歳児	定員	19名
保育時間	平日 7:30～18:30 土曜日 8:00～12:00		
保育料等	保育料は公立保育所と同様です。 その他の経費に関しましては、下記連絡先までお問合せください。		
問合せ先	株式会社わぷらす（運営元） 瑞穂市牛牧 977 番地 1 ☎ 058-326-7089		
ホームページ		Instagram	
 <a href="https://www.chibikkoen.jp">https://www.chibikkoen.jp</a>		 WAPURASU	

※ 小規模保育とは・・・

0歳から2歳児までを対象に、定員「6人以上19人以下」で行う保育で、施設の設備や運営に関する基準、給食の提供、保育料など基本的に認可保育と同様です。職員資格について、B型は職員のうち1/2以上が保育士であることとされています。



## ○はな保育室ほづみ



### 保育理念

## 自分らしく生きる



### 保育方針

- ・ひとりひとりの子どもに丁寧に向き合い、自分らしさを大切に育みます。
- ・すべての活動の主体は「子ども」になるよう子ども自身の生きる力を育みます。
- ・体験することを大切に、体験から得た知識を分かち合い、喜び合います。
- ・思いきり遊び、たくさんのことを学ぶ子を育てます。
- ・生活に必要なマナーを育みます。
- ・保護者の子育てを応援します。



### 【保育のために新築された園舎】

お子様がゆったり過ごせる環境、保護者の方の送り迎えがスムーズに行える工夫があります。また小規模保育室では珍しく、小さいですが砂場のある園庭もあります。



### 【少ない荷物での送り迎え】

- ・お昼寝マット→お布団の準備は必要ありません、バスタオル(2枚)のみご用意ください。
- ・オムツ処理→使用済みオムツの持ち帰りはありません、園で処分させていただきます。
- ・オムツ無料(0歳児限定)→オムツを持ってきていただく必要はありません。



### 【スマートフォンアプリの連絡帳】

「キッズリー」というアプリを使用しています。出欠やお迎え変更の連絡などスマートフォンから簡単に連絡していただけます。

園見学は随時行っておりますので、ぜひ見学にお越しください。見学の日程調整は園に直接ご連絡ください。お待ちしております。



施設類型	小規模保育 A 型
園所在地	瑞穂市別府 752-1
実施主体	株式会社 はな保育
保育年齢	8か月から 2 歳児
定 員	19名
保育時間	平 日 7:30~19:30 土曜日 8:00~17:00
問合せ先	058-216-6533

ホームページはこちら



是非、ご覧ください。





## OL・E保育園よこや

2023年オープン☆明るく綺麗な、小規模園には珍しい園庭のある小規模保育園です。当園は『人生に寄りそう』をコンセプトに、可能な限り保護者の皆様のご要望にお応えし、大切なお子様を安心して送り出せる保育園運営を心がけております。職員一人ひとりが子ども達と心を通わせ、0・1・2歳児という大事な時期を、愛情深く共に過ごしてまいります。



施設型	小規模保育A型
実施主体	有限会社ライフ・エスコート
保育年齢	8ヶ月 から 2歳児
定員	19名
保育時間	平日 7:30 ~ 19:00 土曜 7:30 ~ 12:00
住所	瑞穂市横屋493番地1
保育料等	保育料は公立保育所と同様です。 その他の経費につきましては、入園説明時、事前の園児学の際にご確認ください。

### ◇ICT化

園内ではタブレットを導入し、時間のかかる事務作業を減らすことで職員が子ども達と向き合う時間を確保します。保護者の方とはアプリを通じて園で過ごすお子様の様子をご確認いただけます。ご家族で子どもの様子を共有していただくご活用方法も…☆

### ◇0・1・2歳児の異年齢保育

少子化により、年齢の異なる子ども達同士の大切な関わりが減ってしまいました。当園では、ワンフロアで過ごす園児たちが遊びを通して、年上の子が年下の子の世話をしあげたり年下の子が年上の子の真似をしたりするなど楽しく学べる環境を整えています。

### ◇簡単送り迎え

- ・オムツのパッケージ預かり
- ・お昼寝マット完備
- ・使用済みオムツは園で廃棄
- ・ペーパーレス化 etc…

と、少ない荷物での送り迎えを目指し園の運営をいたします。

### ◇子どもへの個別対応

固定化されたカリキュラムに縛られず、小規模保育園だからこそ一人ひとりに向き合い、体調や気持ちを事細かく観察し個々の成長に合わせた丁寧な保育を実施します。



### 小規模保育所 OL・E保育園よこや

《お問合せ先》

TEL 058-372-8820

(受付時間 平日 8:00 ~ 17:00)

Mail le.minamoto.n@gmail.com

(受付時間 24時間365日受付)

お返事にお時間頂戴する場合がございます)

HP : <https://le-hoikuen.com>



## 7 瑞穂市保育施設一覧表

区分	No.	施設名	所在地 電話番号	利用 定員 ※1	募集予定人数 (R5.4)				保育年齢	保育時間
					0歳児	1歳児	2歳児	3歳児 ※2		
公立	①	本田第1保育所	本田 1915 番地 Tel.058-326-3552	150	1	9	2	25	10か月～5歳	7:30～ 19:00
	②	本田第2保育所	只越 387 番地 Tel.058-327-2007	150	1	9	8	25	10か月～5歳	
	③	別府保育所	別府 144 番地 1 Tel.058-326-4747	280	2	30	11	20	10か月～5歳	
	④	牛牧第1保育所 令和7年度に民間移行予定 ※3	牛牧 1246 番地 1 Tel.058-326-3069	90	—			20	3歳～5歳	
	⑤	牛牧第2保育所	祖父江 170 番地 Tel.058-327-1862	220	2	12	10	35	10か月～5歳	
	⑥	西保育・教育センター	居倉 177 番地 1 Tel.058-328-2738	90	—			20	3歳～5歳	
	⑦	中保育・教育センター	美江寺 223 番地 Tel.058-328-2301	100	1	9	7	20	10か月～5歳	
	⑧	南保育・教育センター	古橋 1129 番地 1 Tel.058-328-2602	220	1	8	3	25	10か月～5歳	
私立	⑨	[保育所] 清流みずほ保育園	森 555 番地 Tel.058-328-7375	50	6	15	5	—	8か月～2歳	7:30～ 18:30
	⑩	[認定こども園] 清流みずほ認定こども園	森 557 番地 Tel.058-328-7228	195	15	21	14	27	8か月～5歳	
	⑪	[認定こども園] ほづみの森こども園	穂積 966 番地 1 Tel.058-322-5300	90	6	6	0	8	8か月～5歳	
	⑫	[小規模保育] まめっこ保育園	本田 1175 番地 Tel.058-201-7855	12	4			—	10か月～2歳	
	⑬	[小規模保育] ニチイキッズ瑞穂保育園	本田 1060 番地 1 Tel.058-329-3290	19	6	6	7	—	8か月～2歳	
	⑭	[小規模保育] ちびっこ園。ミズホ	牛牧 977 番地 1 Tel.090-7958-6506	19	6	7		—	8か月～2歳	
	⑮	[小規模保育] はな保育室ほづみ	別府 752 番地 1 Tel.058-216-6533	19	6	7	6	—	8か月～2歳	
	⑯	[小規模保育] L・E 保育園よこや	横屋 493 番地 1 Tel.058-372-8820	19	5	7		—	8か月～2歳	

※1 定員は令和5年度の数値です。募集人数は、令和5年7月現在の予定人数です。

在園児の状況や申込み状況により、実際の入所人数と異なる場合があります。

※2 4歳児、5歳児の申込みは、受入可能人数以内で随時受け付けを行います。

※3 牛牧第1保育所は、令和7年4月から私立施設となる予定です。



# ○瑞穂市保育施設一覧図



## ○その他の子育て・保育サービス

※QRコードから瑞穂市のホームページへつながります。

### ○認可外保育所

乳幼児を保育する施設で、都道府県等の認可を受けていない施設を「認可外保育施設」と言います。保育の実施状況について、定期的に県の監査を受けています。

利用料金、空き状況等詳細につきましては、施設へ直接お問い合わせください。



施設名	住所	電話番号
キッズルームさくらんぼ	生津内宮町 1-53	058-326-1106
ままん保育園（清流みずほ認定こども園内）	森 557	058-328-7228
マーティーズインターナショナルキンダー	別府 2121-1	058-327-9066

### ○企業主導型保育事業

国の補助を受けて企業が実施する保育事業です。地域のお子さんの受け入れが可能な施設もあります。

利用料金、空き状況等詳細につきましては、施設へ直接お問い合わせください。



施設名	住所	電話番号	設置者
いな穂すくすく保育園	野田新田 3991	058-326-7007	(株)エムズブラザーズ
いーすとはむきっす	別府 277-2	058-372-3690	EAST HAM
すみれの里	生津外宮東町 1-8	058-201-7387	(株)お茶の玉露園
なないろ保育所	十九条 736-1	0583-38-8005	(株)TK 企画
みずほキッズ	別府 1683-1	058-216-8850	

### ○一時預かり

保護者のかたの仕事、通院、リフレッシュ等のため、保育所で一時的にお預かりする制度です。

詳しくは、保育所、幼児教育課にて「一時預かりのしおり」をご覧ください。

ご利用には事前登録が必要です。申込方法等については、施設に直接お問い合わせください。



施設名	住所	電話番号
別府保育所	別府 144-1	058-326-4747
牛牧第2保育所	祖父江 170	058-327-1862
中保育・教育センター	美江寺 223	058-328-2301
清流みずほ保育園	森 555	058-328-7375
ほづみの森こども園	穂積 966-1	058-322-5300

### ○ファミリー・サポート・センター

保育所への急なお迎えや始業前・終業後のお預かりなど、子育て家庭の“困った”を提供会員がサポートする有償の相互援助活動です。ご利用には事前登録が必要です。

瑞穂市・本巣市ファミリー・サポート・センター  
事務局 NPO 法人キッズスクエア瑞穂 馬場春雨町 1-49 058-326-2236

### ○地域子育て支援センター

未就園の乳幼児のいるかたが親子で利用できる施設です。親子の交流や育児相談、子育てに関するセミナーや情報提供などを行っています。



施設名	住所	電話番号
別府保育所 地域子育て支援センター	別府 140	058-326-2525
牛牧第2保育所 地域子育て支援センター	祖父江 170	058-326-1515
清流みずほ保育園 地域子育て支援センター モアマーム	森 555	058-328-7375
清流みずほ認定こども園 瑞穂こどもセンター	森 565	058-322-2051
ほづみの森こども園 「森のカフェ・コモレビ」	穂積 966-1	058-322-5300

M E M O



# 提出書類チェック表（会場受付・年度途中受付用）



## ○窓口で持参

記載漏れはありませんか？提出前に確認しましょう！

書類等		チェック
マイナンバー確認書類	マイナンバーカード、個人番号通知カード、住民票（個人番号記載）のいずれか	<input type="checkbox"/>
身分証明書	来庁するかたの運転免許証等	<input type="checkbox"/>

## ○全員提出

提出書類名	チェック
施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書	<input type="checkbox"/>
施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定に係る個人番号提供書	<input type="checkbox"/>
状況証明書	下表参照

## ○就労証明書・添付書類

※祖父母は、同居かつ60歳未満の場合のみ必要です。

※提出後に状況が変わった場合は、速やかに変更後の状況について再提出してください。

提出書類名			父	母	祖父	祖母
就労証明書			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
添付書類	就労	就労証明書に就労先の証明 ※【祖父母のみ】健康保険証・源泉徴収票の写し等の勤務先が証明できる書類を添付する場合、証明は省略可能です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	自営業・農業の中心者	確定申告書の写しや個人事業の開業届出書等、事業を実施していることが証明できる書類の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	妊娠・出産	母子健康手帳（表紙・出産予定日が分かるページ）の写し	—	<input type="checkbox"/>	—	—
	疾病・障がい	障がい者等の場合は障害者手帳・年金証書・自立支援医療受給者証・特定疾患医療受給者証・介護保険被保険者証等の写し、前記以外の場合は診断書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	介護・看護		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	災害復旧	罹災証明書等の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	求職活動	ハローワークカード等、求職活動の状況が分かる書類の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	就学	学生証・在学証明書・授業のカリキュラム等の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	—
	虐待・DV	保護命令等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	育児休業中	状況証明書の「育児休業等の取得状況」に記載のうえ、就労先の証明 ※原則として3歳以上児で、子どもの発達上環境の変化が好ましくないと思慮される場合に認められます。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	—

## ○状況により提出が必要な書類 ★…マイナンバーの提供があれば提出不要です

区分	提出書類名	チェック
延長保育(18時30分以降)を希望する場合	延長保育申込書	<input type="checkbox"/>
清流みずほ認定こども園の入園を希望するかた	入園説明会参加証明書（園へ問い合わせ）	<input type="checkbox"/>
令和5年1月1日現在、瑞穂市外に住所を有していた場合	令和5年度（令和4年分）市町村民税所得課税証明書*	<input type="checkbox"/>
令和5年1月1日現在海外に居住しており、市町村民税が課税されていない場合	勤務先等による収入証明書、収入申告書等	<input type="checkbox"/>
瑞穂市外の保育施設の利用を希望する場合	広域利用理由書	<input type="checkbox"/>
支給認定証の交付を希望する場合	支給認定証交付・再交付申請書	<input type="checkbox"/>
要保護者世帯	生活保護受給証明書*等の写し	<input type="checkbox"/>
ひとり親世帯	児童扶養手当証書*、遺族年金証書、離婚・死別が記載された戸籍謄本等の写し	<input type="checkbox"/>
在宅の障がい者と同居する世帯	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書*、障害基礎年金証書等の写し	<input type="checkbox"/>
利用を希望する児童が療育施設等に通所しているなど支援が必要な場合	特別児童扶養手当証書*、障害福祉サービス受給者証*の写し、診断書等	<input type="checkbox"/>
生計の中心者が失業した場合	雇用保険受給者証等、自己都合以外の失業であることが分かる書類	<input type="checkbox"/>